

個人情報の取扱いに関する契約書

(以下「甲」という)と株式会社ワークストラスト(以下「乙」という)は、乙が受託したプライバシーマーク教育業務の遂行にあたり、乙が取り扱う個人情報の保護および管理について、以下の通り合意する。

第1条(目的)

本覚書は、乙が甲より受託した業務を遂行するにあたり、乙の取得個人情報の適切な取扱いを確保することを目的とする。

第2条(定義)

「個人情報」とは個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人情報を識別出来るもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む)をいうものとする。

2. 「取得個人情報」とは、前項に規定された個人情報のうち、乙が受託業務の遂行のために受託した以下の情報のことをいうものとする。

(1) 受託業務の遂行のため、乙が甲から提供を受けた個人情報

(2) 受託業務の遂行にあたり、乙が業務上知り得た上記以外の個人情報

第3条(取得個人情報の保護義務)

乙は、取得個人情報の取扱いについて関係する法令、ガイドライン等を遵守するとともに、その具体的な取扱いに疑義が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

2. 乙は、受託業務遂行にあたり、取得個人情報を機密事項としてその保護に努めるとともに、これを受託業務以外の目的に利用してはならないものとする。

3. 乙は、甲の書面による事前の承諾なしに取得個人情報を第三者および業務上知る必要のない従業者(従業員、契約社員、派遣社員等)に開示・提供してはならないものとする。

4. 乙は、受託業務が終了し、または解除された後においても、前3項の義務を負うものとする。

第4条(個人情報の収集の制限)

乙が、受託業務の遂行のために個人情報の収集を行うときは、その業務の目的を明確にし、その目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとする。

2. 乙が前項の規定に基づき個人情報を収集し、それに伴い本人の同意を得る必要がある場合には、乙の責任においてこれを取得するものとする。

第5条(取得個人情報の取扱責任者)

乙は、受託業務の遂行にあたり、取得個人情報の取扱責任者を定め、その指揮のもとに取得個人情報を適切に保護しなければならないものとする。

2. 乙の取得個人情報の取扱責任者は、本覚書に定める事項を遵守するとともに、従業者にこれを理解・遵守させるために必要かつ適切な社内研修を施す責任を負うものとする。

第6条(安全性の確保)

乙は、善良なる管理者の注意をもって取得個人情報を管理する義務を負うものとし、取得個人情報が記録された情報処理システムに対する不正アクセス、破壊、改ざん、または乙の取得個人情報の紛失、漏えい、盗用等の危険を防止し、取得個人情報の必要かつ適切な管理を行うための合理的な安全対策を講じるものとする。

2. 乙は、委託契約範囲外の加工、利用をしてはならないものとする。

3. 乙は、委託契約範囲外の複写、複製をしてはならないものとする。

第7条（再委託）

乙が本業務を第三者に再委託する場合、十分な個人情報の保護水準を満たしている再委託先を選定するとともに、当該再委託先との間で、本覚書と同等の内容の契約を締結しなければならない。

2. 前項の場合といえども、乙は本覚書に基づき乙が負担する義務を免れない。

第8条（管理状況の報告・調査）

乙は、取得個人情報の取り扱いにつき、甲から要求があった場合には、乙の業務遂行に支障とならない範囲で、甲に報告を行うものとする。

2. 甲は、乙の取得個人情報の管理状況を調査するため、乙に事前に通知したうえで乙の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、乙は甲の調査に協力する義務を負うものとする。

第9条（事故発生時の措置）

乙は取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合には、ただちに甲に報告するとともに、本人からの苦情への対応等を甲と協議し、甲の指示に従って適切な措置を講じるものとする。

2. 乙は、発生した事故の再発防止策について検討し、甲と協議のうえ決定した再発防止策を乙の責任で講じるものとする。

第10条（損害賠償）

前条の規定にかかわらず、乙の責に帰すべき事由により、取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、または第三者との間で紛争が発生した場合には、受託費用を上限として、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならないものとする。

第11条（取得個人情報の返還）

乙は、受託業務の終了後、保管取得した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む）を、甲の指示に従い、甲に返還するものとする。

第12条（協議事項）

本覚書に定めのない事項にもしくは本覚書の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲および乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

上記覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成____年____月____日

（甲）

（乙）

東京都千代田区岩本町2-4-5

インスタイルスクエア4F

株式会社ワークストラスト

代表取締役 中溝 規雄